

別記第 1 号様式

行 政 処 分 公 表 票

被 処 分 者	認定の番号・届出書の受理番号	北海道函館方面公安委員会 第11000103号
	氏 名 又 は 名 称	合同会社プレジャー
	代 表 者 の 氏 名	株式会社プレジャーホーム（職務執行者 辺見寿了）
	主たる営業所の所在地	北海道函館市乃木町 8 番15号
	処分に係る営業所の名称及び所在地	北海道函館市乃木町 8 番15号 合同会社プレジャー本店
処 分 年 月 日		令和 7 年 7 月11日
処 分 内 容		営業停止命令（北海道函館方面公安委員会管轄区域における警備業務） 令和 7 年 8 月18日から令和 7 年 9 月23日まで（37日間）
処分理由・根拠法令		処分理由 立入検査を実施した結果、本件違反が判明したもの 根拠法令 警備業法第21条第 2 項、第45条、第49条第 1 項、第58条第 9 号、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第63号）による改正前の同法第58条第10号、第59条 警備業法施行規則第38条、第66条第 1 項 1 号及び 6 号
処分を行った公安委員会		北海道函館方面公安委員会

注 1）処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2）処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。